

議案第84号

大田原市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市消費生活センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月28日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市消費生活センター条例の一部を改正する条例
大田原市消費生活センター条例（平成28年条例第6号）の一部を次のように改正する。
第2条中「住吉町1丁目9番37号」を「本町1丁目3番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年3月1日から施行する。